

後期高齢者医療制度のお知らせ

～高額な外来診療を受ける方のお支払い方法の変更等について～

高額な外来診療を受ける皆さまへ

平成 24 年 4 月 1 日から外来診療における高額療養費の取扱いが変更となり、「減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）」などを提示することで、外来診療でも窓口で一定額以上支払う必要がなくなります。

これまで
高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていた。



4月1日から
限度額を超える分は、窓口で支払う必要がなくなります。
(同一医療機関に限ります)

必要な手続きについて

非課税世帯等の方

- ◆必要な事前手続き ~ 「減額認定証をお持ちでない方」は、事前に市町村窓口で交付の申請が必要です
- 病院・薬局などで提示するもの ~ 「保険証」と「減額認定証」を提示してください

非課税世帯等ではない方

- ◆必要な事前手続き ~ 事前の手続きは、特に必要ありません
- 病院・薬局などで提示するもの ~ 「保険証」を提示してください

病院・薬局などで提示した場合の

減額認定証の交付対象となる方

ひと月あたりの窓口負担限度額

(次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です)

区 分		外来受診の 窓口負担限度額
現役並み所得者		44,400 円
一 般		12,000 円
減額認定証 交付対象者	区分Ⅱ	8,000 円
	区分Ⅰ	

区分Ⅱ	~ 世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	~ 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が 0 円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が 80 万円以下の方)
	・老齢福祉年金を受給されている方

なお、非課税世帯等で減額認定証を窓口で提示しない方は従来どおりの手続きとなります。

(高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額を後日支給します)

問い合わせ先

- ◎北海道後期高齢者医療広域連合 札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 国保会館 6 階 ☎ 011 290 5601
- ◎南富良野町保健福祉課介護医療係 ☎ 0167 52 2211

屋根からの落氷雪事故防止のお願い

毎年、沿道建物等からの落氷雪による死傷事故が多く発生しています。皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし事故を無くするため、次のことに注意するようにお願いします。

- ◆落氷雪事故の発生が懸念されるような沿道建物等については、雪止めを設置するようにしてください。
- ◆既に雪止めが設置されている場合であっても、針金等の錆、老朽化等による破損が原因で落氷雪事故が発生することもあるため、必ず点検し破損等が発見された際は早急に修繕するようにしてください。
- ◆落氷雪事故は、気温がマイナス 3 からプラス 3 程度のときに発生しやすいという特徴があるため、早めに除雪するとともに、除雪の際には歩行者や遊んでいる子ども等に十分注意するようにしてください。
- ◆落氷雪があった場合は、直ちに事故がないか確認するとともに、歩行者の通行の支障にならないように排除してください。
- ◆交通事故及び交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。
- ◆軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意するようにしてください。
- ◆軒下や道路では、絶対に子どもを遊ばせないようにしてください。